

郡山市告示第321号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定に基づき、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、次の指定区域については、その指定を解除する。

平成22年1月7日

郡山市長 原 正 夫

- 1 指定を解除する日  
平成22年1月7日
- 2 指定を解除する区域  
別図のとおり（郡山市横塚五丁目5番1号内）
- 3 汚染の除去された土壤汚染対策法第2条第1項に規定される特定有害物質の名称  
ふつ素及びその化合物

別図



指定区域の指定を解除した区域